

メール送付のみ

事務連絡
令和6年11月1日

都道府県トラック協会 専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松崎 宏 則

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関し、10月28日から11月26日を期間として、意見募集（パブリックコメント）が開始されましたのでお知らせいたします。

省令案の中では、貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため、貨物自動車運送事業法において、運送契約締結時等の書面交付義務、下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務（一定規模以上の事業者に限る。）、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務等について規定しております。

1. 貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正（資料1参照）

- 運送契約締結時等の書面交付義務関係
- 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務関係
- 実運送体制管理簿の作成・保存義務関係

※主なポイントを赤線

2. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年1月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月）

意見募集の開始につきまして、貴協会会員事業者に対し周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、全ト協ホームページ新着情報にもリンク掲載をしておりますことを申し添えます。

○e-Gov パブリック・コメント

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240937&Mode=0>

◇本件お問い合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037 FAX：03-3354-1019